

市では、物価上昇の影響を緩和するために、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して「生活応援クーポン」（以下「クーポン」という）を発行し、市民へ配付します。

取引の対価としてクーポンを受け取り、また、換金することができる市内店舗（以下「取扱店舗」という）を、以下のとおり募集します（登録申請が必要です）。

「常滑市生活応援クーポン」取扱店舗募集要項

1. 本クーポン事業の概要

券種	計 2 種…①共通券（500 円）、②中小店舗券（500 円） なお、②は、次のアまたはイに該当する取扱店舗では使用できません。 ア）店舗面積 1,000 ㎡以上の店舗 及び 当該店舗のテナント・専門店等 イ）5 店舗以上展開されているチェーン店 （フランチャイズ、ボランタリーチェーンを含む）
配付対象者	2025 年 4 月 1 日に本市の住民基本台帳に登録されている全ての市民
配付金額	市民 1 人当たり 1,000 円分（①共通券 1 枚、②中小店舗券 1 枚） ただし、子育て支援として、2007 年 4 月 2 日以降に出生した 18 歳以下の子ども（2025 年度以降に 18 歳となる市民）には、 1 人当たり 2,000 円分（①共通券 2 枚、②中小店舗券 2 枚）
配付方法	郵送（世帯全員分をまとめて、世帯主宛てに、6 月下旬頃に順次発送）
総額	68,800 千円
使用期間	2025 年 7 月 1 日(火)～12 月 31 日(水)

2. 取扱店舗の登録申請

手順	詳細
ステップ 1. 取扱店舗の条件確認	(1) をご覧ください
ステップ 2. 登録申請	(2) をご覧ください
ステップ 3. 換金書類・ツールの受け取り	(3) をご覧ください

(1) 取扱店舗の条件

市内に常設店舗を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 風営法第 2 条に規定の性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業等を行っているとき。
- ② 宗教的活動又は政治的活動を行っている団体が経営しているとき。
- ③ 公序良俗に反する営業を行っているとき。
- ④ 市税を滞納しているとき。
- ⑤ 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が、

経営又は経営への関与をしているとき。

⑥ 役員等又は使用人が、暴力団（員）と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑦ その他、本事業の趣旨から市が適当でない判断するとき。

（２）登録申請

【方法】

次の①または②のいずれかにより、【申請期間】中に申請してください。
なお、登録したい店舗が複数ある場合は、店舗ごとに申請してください。

① 専用のオンライン申請フォーム

右記 QR①から、5 店舗まで同時申請できます。

② 申請書を常滑商工会議所へ提出（持参またはメール）

様式は、右記 QR②からダウンロードできます。

また、常滑商工会議所窓口で配付します。

QR① オンライン

申請フォーム



QR② 申請書

様式データ



【申請期間】

4 月 1 日（火）～5 月 30 日（金）

5 月 7 日（水）までに申請し、登録された取扱店舗は、市がクーポンを発送する際に同封する「使用の手引き」に掲載されます（申請内容に変更がある場合、5 月 7 日までにご連絡いただければ掲載内容を修正可能です）。

【備考】

- ・ 取扱店舗に関する情報は、本事業に必要な範囲で、業務委託先に提供させていただきます場合があります。
- ・ 登録にあたり、市が市税の納付状況を調べる場合があります。
- ・ 虚偽申請があった場合は却下し、再申請をすることはできません。

（３）換金書類・ツールの受け取り

6 月 13 日（金）～30 日（月）の間に、常滑商工会議所にて受け取ってください。

書類等	説明
取扱店舗登録証明書	換金に必要となります。
換金依頼書	換金に必要となります。
のぼり・ステッカー	期間中、店頭に掲出してください。 原則として 1 店舗当たり 1 点ずつとします。 のぼりのポールは、各自ご準備ください。 ステッカーは 10cm 角、剥離可能なものです。
取扱店舗の手引き	必ず使用期間前に読み、クーポンの取扱いや換金の方法等を確認してください。

※お受け取りの際、身分証等の確認を求める場合があります。ご了承ください。

3. クーポンの取扱い

（１）クーポンを使用できない取引

- ① 資産性の高いもの（不動産、金融商品、自動車等）
- ② たばこ等、法律で定価以外の購入が禁じられているもの
- ③ 換金性の高いもの（商品券、切手、印紙、プリペイドカード等）

- ④ 風営法第2条に規定の性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業等に関する支払い
- ⑤ 公租公課(税、水道料金等)、手数料や債務の支払い
- ⑥ 公的医療保険や公的介護保険の自己負担の支払い
- ⑦ その他、市が特に指定するもの

(2) 取扱い上の注意

- ① クーポンは、使用期間内のみ使用できます。
- ② クーポンは、同じ世帯に住む方及びその使用者しか使用できません。
- ③ クーポンの転売、譲渡、譲受及び現金との交換をしてはいけません。
- ④ 取扱店舗は、クーポンを受け取る際、券面や裏面をよく確認してください。
(受け取ってよい券種か／他の金券でないか／不正がないか)
- ⑤ 取扱店舗は、クーポン使用者が対価の弁済手段としてクーポンを適切に使用しようとした場合、正当な理由なく受け取りを拒むことはできません。
- ⑥ 取扱店舗は、不正防止のため、取引の対価として受け取ったクーポンの裏面に店舗名を記載し(ゴム印も可)、換金まで適切に保管してください(再使用してはいけません。)
- ⑦ 取扱店舗は、券面金額を確認できない程度まで汚損・破損したクーポンを、取引の対価として受け取ってはいけません(換金することができません。)
- ⑧ 市は、クーポンの紛失や汚損等に対して責任を負わず、また、再発行を行いません。
- ⑨ クーポンで支払った取引において、お釣りを出すことはできません。
- ⑩ クーポンで支払った物品の返品、サービスのキャンセルはできません。

(3) その他注意事項

- ・取扱店舗は、本事業の効果検証のために市が行う調査に応じるほか、市や関係機関との連携に協力してください。
- ・登録後に取扱店舗の虚偽申請や不正行為が判明した場合、市は登録を取り消すとともに、名称等を市ホームページ等にて公表させていただくことがあります。

4. 使用済みクーポンの換金

(1) 換金について

次の換金日に、常滑商工会議所(常滑市新開町 5-58)へお越しください。

月	換金日
7月	8日(火)、25日(金)
8月	12日(火)、22日(金)
9月	9日(火)、26日(金)
10月	14日(火)、24日(金)
11月	11日(火)、28日(金)
12月	9日(火)、24日(水)
1月	6日(火)、15日(木)、23日(金) = 最終換金日

※最終換金日以降は、換金することができません。十分ご注意ください。

(2) 持ち物

① 使用済みクーポン

換金へ行く前に、券種ごとに整理し、裏面に店舗名等を記載（ゴム印も可）したか確認してください。

② 換金依頼書（3枚複写式）

③ 取扱店舗登録証明書

④ 振込先がわかるもの

⑤ その他資料の提出を求められる場合があります

(3) 換金方法

持ち込まれた使用済みクーポンの券面金額の合計額から、振込手数料を差し引いた金額を、換金依頼書でご指定の振込先口座へ振り込みます。

(4) 振込手数料（取扱店舗の負担となります）

振込先	振込手数料		入金日数
三菱 UFJ 銀行	3 万円未満	110 円	5 営業日以内
	3 万円以上	330 円	
他行	3 万円未満	484 円	
	3 万円以上	660 円	

※システムの都合により、期間中に変更する場合があります。

5. お問い合わせ

- ・ご不明な点等があった場合は、市ホームページ「よくある質問」を一度ご確認ください。
- ・多くのご質問が寄せられると予想されます。メールでのお問合せにご協力ください。
- ・お電話が混み合い、繋がりにくい場合があります。ご了承ください。

取扱店舗の登録申請や、 使用済みクーポンの換金 に関するお問合せ	常滑商工会議所（市の業務委託先） ・所在地：常滑市新開町 5-58 ・メール：coupon@toko.or.jp ・電 話：0569-34-3200 (平日 8 時 30 分～16 時 30 分)
その他のお問合せ	常滑市経済振興課 ・所在地：常滑市飛香台 3-3-5 常滑市役所 2 階 9 番窓口 ・メール：tokopre@city.tokoname.lg.jp ・電 話：0569-47-6151 (平日 8 時 30 分～16 時 30 分)

※ご申請いただいたメールアドレスについて、迷惑メール対策などをされている場合は、商工会議所・市のドメイン（@以下の部分）を受信できるように設定してください。